【第 2 回検討委員会メモ】　2007/11/01

自治基本条例制定の社会的背景

荒木　昭次郎

１．自治基本条例とは・・・決まった定義はない（定義らしいものあり）。使い方としては二通りがみられる。

◆定義らしいもの三つ

イ）住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定める条例

ロ）まちづくりの基本原理や行政の基本ルールを定める条例

ハ）計画行政の前提となる理念とルールを明示する条例

◆用語の使い方として

ア）行政に関する条項と議会に関する条項を統合したものを自治基本条例とする

イ）住民自治の視点から自治体運営の理念・原則とその制度・しくみをルール化した自治体の最高規範を自治基本条例とする

○全国共通ではない点が特徴。各地で「自分たちの『まち』のルールをつくり、それを自治基本条例と呼ぶ。それに依拠しながら活力あるコミュニティづくりをめざし」ている。

２．自治基本条例制定の動き・・・ここ 10 年ほどの間に制定され、広まりつつある。

◆自治基本条例の嚆矢として

1998 年　大阪府下の箕面市が制定（第 1 号）

2000 年　北海道ニセコ町が 12 月に制定、翌年 4 月施行

◆その後 48 団体制定

19 団体策定中　（平成 18 年 7 月現在）

18 団体審議中　ここまで 85 団体

71 団体検討中　これを含めると 158 団体（途中で中止・廃止したもの 5 団体）

○若干のコメント・・全国 1800 団体中、短期間にこれだけの団体が自治基本条例に関心を寄せたことはそれなりの意義があるとみてよいだろう。

協働論や協働政策を最初に提起し、それを全国自治体に広めていくには 10 年以上を要した。それに比べるとこの条例制定の広まり方はかなりのスピードである。おそらくそれは、地方分権の推進方策や住民自治の強化方策と、社会変動に伴って台頭してきた「新しい公共」概念や「共治」概念にもとづく自治体運営のあり方に全国の自治体が強い関心を抱いてきたからであろうと思われる

以下に、その内容を簡単に見ていくとしよう。

３．いかなる社会的要因がこうした条例制定の関心を広めてきたのか？

◆社会変化の全体的な流れからみる「市民と行政の役割関係」の移り変わり（別紙）

〇住民と行政の役割の特徴をみる

・農村型社会における・・・
・都市化型社会における・・
・都市型社会における・・・
・成熟化型社会における・・

〇変化現象にみられるキーワード

・防災や安全対策・・・行政対応の限界と住民同士の協力の必要
・ダウンサイジング現象・・・政治・行政・経済における原単位の維持と総量減少
・人々の欲求構造の変化・・・モノの豊かさ追求からココロの豊かさ追求へ
　マズローの欲求構造段階説・社会貢献を通じた自己実現欲＝ものの見方・考え方の変化
・ものづくりの質的変化・・・物的環境整備のハード中心から人間関係環境づくりのため
（ツクルのキーワード）　　のソフト中心の手法開発へ→いまに必要なルールづくり
・没交渉社会からの脱皮・・・新しい人間関係、新しいコミュニティ、新しいノウハウの追求
・官治や他治から自治・協（共）治へ・・一元的な主体から多元的な主体の協力対応へ
・・・主体の自主・自律性の確保と相互補完性の確保
・・・多様な主体間の協力連携体制づくりのためのルールづくり、とくにエリア・マネジメント（地域経営）のためのルールが必要

〇若干のコメント・・・現実社会の変化のなかに見られる､これらのキーワードの内容は、行政が従来の法令で対応していくことはすこぶる困難で不可能に近いモノが多い。

　それゆえ、行政が一元的に対応できない領域の問題には、行政が行政以外の多様な主体と協力連携し、多元的主体からなる対応体制の整備とそのためのルールをつくっていくこと、また、行政以外の主体が社会的利益を実現するために活動している「新しい公共」と呼ばれる領域への対応には「共治のルール」を制定して対応していくことが社会的要請となってきているのではないか。

・・・従来の考え方や捉え方では想像もできなかった「公共」の領域の問題が現実社会には随時出現している点に意を払うべきだろう。

・・・分権化の関連では米国における自治体創設のパターンである「チャータード・シティ」のように、地域が自ら統治様式や自治権内容（果たすべき自治機能）を定めた条例案を州議会に承認させて「自治体」になるが、その内容は画一的でなく、選択的で地域の特徴を発揮できる自由がある。国や県と上下の関係ではなく、自己決定権と自己責任で対応できる対等なルールが必要となろう。